

「コミュニティバス こども(小学生)用回数券(仮称)の新設」
パブリックコメント実施について

1. 件名

コミュニティバスこども(小学生)用回数券(仮称)の新設
11枚綴りの回数券(500円)

2. 目的及び内容について

町では、平成26年7月からコミュニティバスの本格運行を開始しており、イベントでのコミュニティバスのPRや乗車体験・利用者アンケートの実施、75歳以上を対象とした回数券「げんきっぷ」や、どなたでも利用できる回数券「きやまんきっぷ」、一般の方・学生・こども(小学生)の方を対象に、1か月定額制の乗車券の導入など、コミュニティバスの利用促進に取り組んでいます。

今回、こども(小学生)を対象に、定額制の乗車券の負担金額ほど利用しない方の移動を支援するため、11枚綴り(500円)の回数券の新設する予定です。コミュニティバスこども(小学生)用回数券(仮称)の新設について、広く町民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメント(募集)を行います。

塾や習い事、買い物などへの利用や、遠距離通学2km以上の児童に許可されている通学の際にもお得に利用できるだけでなく、回数券の新設で、こども(小学生)も現金、財布を持たずにコミュニティバスを利用することができるようになります。

3. 資料及び公開方法等について

(1) 資料

運賃・割引制度、きやまコミュニティバスの路線図

(2) 公開方法

① 公開期間

令和6年4月22日(月曜日)から令和6年5月22日(水曜日)までの開庁日
(土曜日、日曜日、祝日は除く)午前8時30分から午後5時15分まで

② 公開場所

情報公開コーナー(役場3階)、定住促進課(役場3階)及び基山町ホームページ

4. 対象者について

コミュニティバスこども(小学生)用回数券(仮称)の新設について、ご意見をお持ちの町民の方(町内に住所を有する個人、町内の事業所に勤務する個人、町内の学校に在学する個人、町内で活動する事業者・団体)

5. 意見募集期間について

令和6年5月8日(水曜日)から令和6年5月22日(水曜日)まで

※ 郵便については5月22日 消印有効

6. 意見の提出方法及び先について

(1) 意見提出様式

任意の様式又は町が用意する別紙見等提出書様式で氏名、住所、連絡先、ご意見を記載してください。

※ 様式は町のホームページからダウンロードしていただくか、情報公開コーナーに備え付けています。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。※ 口頭での意見は受け付けていません。

- ① 郵送
- ② F A X
- ③ Eメール
- ④ 役場3階 定住促進課へ直接持参

(3) 提出先

基山町役場3階 定住促進課地域公共交通係

電話：0942-92-7920

F A X：0942-92-2084

M a i l：teiju-1@town.kiyama.lg.jp

7. 意見の取り扱い及び応答方法について

- ・いただいたご意見についての個別回答及び返却はいたしません。
- ・提出いただいたご意見の概要とそれに関する町の考え方を、ホームページ等により一定期間公表します。
- ・ご意見を公表させていただく場合には、個人情報に十分配慮いたします。
- ・本件と直接関連のないご意見への回答はいたしません。